

草津市空き家管理事業者登録制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市における空き家の適正な管理を促進し、良好な住環境の確保を図るため、空き家管理業務を行う事業者（以下、「空き家管理事業者」という。）を登録し、空き家の所有者等に紹介を行う草津市空き家管理事業者登録制度を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として所有し、かつ現に居住せず、または近く居住しなくなる予定の市内に存在する建物およびそれに付属する物件（共同住宅または長屋を除く。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者または空き家の管理を日常的に行っている者をいう。
- (3) 空き家管理業務 外観調査、敷地内清掃、宅内管理（通風、清掃、水道通水）、除草、庭木の剪定、その他の空き家を適正に管理するために必要な業務をいう。

(登録事業者)

第3条 空き家管理事業者として登録することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）の会員であり、宅建協会が認めた者
- (2) 公益社団法人全日本不動産協会滋賀県支部（以下「不動産協会」という。）の会員であり、不動産協会が認めた者
- (3) その他市長が特に認める者

(登録申請等)

第4条 空き家管理事業者として登録を希望する者は、草津市空き家管理事業者登録申請書（別記様式第1号）および誓約書兼同意書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、内容等を審査し、登録の決定をしたときは、申請者に対して草津市空き家管理事業者登録決定通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録の決定をしたときは、草津市空き家管理事業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録するとともに、登録した内容を公表するものとする。

（登録事項の変更等）

第5条 名簿に登録を受けた空き家管理事業者は、登録事項の内容に変更があった場合は、草津市空き家管理事業者登録事項変更申請書（別記様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合、内容等を審査し、変更の決定をしたときは、申請者に対して草津市空き家管理事業者登録事項変更決定通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

3 前項の規定による登録事項の変更をしたときは、前条第3項の規定を準用する。

（登録の抹消等）

第6条 名簿に登録を受けた空き家管理事業者は、登録を抹消しようとするときは、草津市空き家管理事業者登録抹消届出書（別記様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その登録を抹消するものとする。

3 市長は、前項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消できるものとする。

(1) 第3条に規定する要件に該当しなくなった場合

(2) 空き家の所有者等に虚偽またはそれに類する悪質な勧誘等を行った場合

(3) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示等を行った場合

(4) 不要な業務の強要を行った場合や故意に見積金額等を偽った場合、著しく不適當な料金設定を行った場合その他業務が著しく不適當であると認められた場合

(5) 所有者等との意思疎通が不十分であり、苦情等に対して不誠実であった場合

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、草津市空き家管理事業者登録抹消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

5 前項の規定による登録の抹消をしたときは、第4条第3項の規定を準用する。

（空き家管理業務の実績報告）

第7条 名簿に登録を受けた空き家管理事業者は、毎年度末に草津市空き家管理業務実績報告書（別記様式第8号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

（空き家管理業務の内容等に係る協議等）

第8条 空き家管理業務の内容、料金その他必要な事項については、所有者等と空き家管理

事業者との双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議および決定については、一切これに関与しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月1日から施行する。